

## 大會に關する事項

- 一、大會の開催期日は中央執行委員會之を決す。
- 二、大會の主要なる議題は大會開催前少くとも二週間に前に發表することを要す。但し臨時大會は此の限りにあらず。

## 中央委員の數及選舉區

中央委員の數及び選舉區は大會前の中央委員會に於て黨員數及其の分布の狀態を考慮して決定するものとす。

## 五、議員行動方針書

- 一、我黨選出の議員は、我黨の中央及地方議會に派遣したる階級的戰士たるべきことを銘記しなければならぬ。
- 從つて議員の一切の行動は、我黨の主義綱領に立脚しなければならぬ。議員を以て特權的地位の如く考ふるは誤れる有産階級の觀念である。我黨議員は黨より特別の階級的任務を帯びて議會戦線に派遣せられた尖端分子たる事を意識し

なければならぬ、故に議員はごこ迄も階級的議員であり、且つ我黨統制下の議員なる事を忘れてはならぬ。

- 二、議員は一切の行動に於て公明なる階級道徳に立脚しなければならぬ。而して無産大衆をして聊かなりとも疑惑を抱かしむる如き言動は最も之を慎まなければならぬ。例へばあらゆる場合の場所會合の方法等についても慎重なる考慮を拂はねばならぬ。

- 三、議員は原則として他の無産派議員と共同戦線を張り、以て有産階級議員と抗争せねばならぬ。また無所屬議員にして無産階級の色彩を有する者に對しても出来る限り共同戦線に誘引すべきである。而して此の共同闘争に於ては、我黨議員は常に積極的態度を以て是を指導する地位に立たねばならぬ。又此の共同戦線は絶對的統制力を有するものに非ずして、若し或問題に就き我黨議員と他派議員との間に重大なるとして妥協すべからざる意見の相違を來したる場合、我黨議員は独自の立場をとつて自由行動を執るべきである。

議員は議會行動のみに終始することなく常に大衆と密接なる關係に立ち、大衆的日常闘争に於ても其先頭に立たねければならぬ。而して議員は絶へず大衆の輿論を議會内に反映することに努めなければならぬ。

- 五、議員は各執行委員會の監督統制に服するは勿論なるも、我黨は特に政策實行及階級性を監視のため、議員統制委員會を設置し議員の一切の行動をして大衆の期待に副はしめん事を期するが故に議員は常に議員統制委員會の統制下に立たねばならぬ。

- 六、議員統制委員會の任務は、議員が大衆に誓約したる諸政策を實現する爲、又議員行動の階級性に過なからしむる爲、責任を以て議員を統制監督するにある。重要ならざる問題、緊急已むを得ざる問題、單なる技術上の議題の外は議員は獨斷的行動に出づる事なく、統制委員會の統制を受けなければならぬ。議員は統制委員會に出席して意見を發表する事ができる。

- 七、議員統制委員會の組織は左の如くである。

イ、本部に議員統制委員會を置く本部の統制委

員會は各地方議員を統制すると共に各地方組織内にある議員統制委員會を統轄監督す。

ロ、道府縣聯合會内に議員統制委員會を置く。この統制委員會は道府縣會議員を監督統制すると共に支部及分會の議員統制委員會を統轄監督す。

ハ、各支部又は各分會に議員統制委員會を置く。この統制委員會は市町村會議員を監督統轄す。

ニ、東京市會議員及大阪市會議員の監督統制は東京府聯合會及大阪府聯合會内に設けられたる議員統制委員會がこれを行ふものとす。

ホ、各議員統制委員會は各組織の執行委員會が任命しその監督下に屬す。

但し各分會の議員統制委員會は各分會執行委員會之を推薦し各支部執行委員會の承認を得るものとす。以上